

# これからの まちづくりの進め方

三田市では、市民、議会、行政による約3年間の検討を経て、平成24年7月1日から「三田市まちづくり基本条例」が施行されています。この条例は、三田市におけるまちづくりのルールや原則について定めています。

まちづくり基本条例には、次のことが定められています（詳しくは「伸びく三田」平成24年7月15日号をご覧ください。）。

- ◆まちづくりの基本原則（情報共有の原則、市民参加の原則、補完性と協働の原則、評価の原則）
- ◆市民の権利・責務
- ◆市議会の役割と責務
- ◆市長等（行政）の責務 など

第4次総合計画では、このまちづくり基本条例を踏まえて、次のようにまちづくりを進めることとしています。

## 情報の共有（まちづくり基本条例 第5条、第9条、第11条）

◆地域の課題や特徴などの情報を共有しながら、まちづくりを行います。

↓市が保有する情報を分かりやすく市民に提供するだけでなく、市民も地域の課題解決につながる情報を積極的に発信し、互いに共有します。



## まちづくりの課題等への対応方法（まちづくり基本条例第7条、第20条、第23条）

- ◆まちづくりは、次により取り組みます。
  - (1) 個人や地域でできることは個人や地域で取り組みます。
  - (2) 個人や地域でできないことは市で取り組みます。
  - (3) 三田市だけでできないことは近隣自治体・県・国等と連携して取り組みます。
- ◆市民と市は、相互の信頼に基づいて、それぞれの役割と責任のもと、対等の立場で活動、連携、協力することにより協働のまちづくりを進めます。

↓まちづくりにおける課題は、できるだけ身近なところで取り組むことが望ましいことから、個人や地域は、身近な課題解決に積極的に取り組みます。

↓市は、個人や地域だけでは解決できない

### 【地域担当制】

三田市では、平成24年度から各市民センター等に地域担当者を配置し、地域が課題の解決方法や方向性を考えるための諸活動を支援しています。地域のまちづくりには、市民の皆さんと市が地域担当者などを通じて情報共有を図るとともに、効果的に連携を図り、協働して取り組むことが重要です。

課題について、地域担当制などを活用しながら、ともに考え、力を合わせて解決に取り組みます。

↓三田市だけでは解決できない課題に対しては、近隣自治体・県・国等と必要に応じて連携して取り組みます。

↓市民と市は、まちづくりの効果をさらにあげるため、相互信頼のもと、対等の立場で活動、連携、協力することに取り組みます。

## 市民参加（まちづくり基本条例第6条、第12条、第19条）

- ◆まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行われます。
- ◆市民は、地域コミュニティでの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。

↓市民は、「まちづくりの主体者」として、まちづくりに関心を持って参加し、関わります。

↓市民一人ひとりが、自治会をはじめ、様々な活動に主体的に関わることにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するよう取り組みます。

↓市民及び市は、地域コミュニティの大切さを認識し、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。

↓市は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、多くの市民が参加できるように取り組みます。

↓市は、市政の運営に市民が参加する多様な機会を設けるよう取り組みます。

## 市民にとってわかりやすい行政運営（まちづくり基本条例第34条、第42条）

◆市長等は、市民にとってわかりやすい行政運営に取り組みます。

↓行政運営に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げること、公正性及び透明性を重視し、説明責任を果たすことなどにより、市民の目線に立ったわかりやすい行政運営に取り組みます。

## 評価と改善（まちづくり基本条例第8条、第43条、第44条）

◆市民と市は、まちづくりの評価を行い、その結果を共有するとともにまちづくりに活かします。

↓まちづくりは継続的に行われるため、その成果の検証と改善が重要です。市民と市は、まちづくりが効果的に行われているか、市民の自主性や主体性が担保されているか、市民と市が協働できているかなどについて、継続して評価することとします。そして、この評価をもとにそれぞれの活動内容の見直しを行い、よりよいまちづくりに活かします。

↓市の取り組みには、5年後の目標値を定めた「成果指標等」を設けます。この指標を参考に、市の取り組みが成果を上げているか、どうすれば改善できるかなどを検証し、次の取り組みに活かします。



## 最後に

この特別号では、第4次三田市総合計画の策定までの経緯、計画の内容、これからのまちづくりの進め方について、お知らせさせていただきます。

三田市では、これまで、3次にわたる総合計画に基づき、人口増に対応する都市基盤・機能の形成、都市成熟期に備えた協働のまちづくりを進めるための環境整備などを行ってきました。

人口減少社会の到来を迎え、三田市を取り巻く社会経済情勢はますます厳しくなっていくことが予想されます。しかしながら、これまでのまちづくりの成果を踏まえて、市民の皆さんと市が知恵と力を出し合い、対話と協働のもとまちづくりに取り組めば、三田市に生じる課題を克服し、次の世代へ「ひと・まち・自然が輝く三田」を確実に引き継いでいけるはずです。

第4次三田市総合計画は、そのための今後10年間のまちづくりの指針となるものです。

いままでもなく、計画は「作って終わり」ではありません。むしろ、策定してからどのように活用するか、が大切です。市民の皆さんには、是非とも、この総合計画をより良い地域づくり、より良い三田市づくりのために存分にご活用いただきますようお願いいたします。